

# 福岡県公報

平成27年3月3日  
第3673号

## 目次

### 告示(第172号・第173号)

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除(環境保全課)……………1
- 保安林の所在場所等(農山漁村振興課)……………1

### 公告

- 平成27年度前期技能検定の公示について(職業能力開発課)……………2
- 平成27年度技能検定(随時実施)の公示について(職業能力開発課)……………4
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………5
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………5
- 建設業の営業の一部停止(建築指導課)……………6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請(社会活動推進課)……………6
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………7
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………7
- 落札者等の公示(教育庁企画調整課)……………7
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………7
- 競争入札参加者の資格等(総務事務センター)……………8
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)……………9

### 選挙管理委員会

- 福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数(市町村支援課)……………12
- 福岡県知事選挙における政見放送において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者(市町村支援課)……………12

### 公安委員会

- 福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警察本部警務課)……………12
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則(警察本部警務課)……………12
- 警備業法第23条に規定する検定の実施(警察本部生活安全総務課)……………13
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集(警察本部生活保安課)……………15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集(警察本部生活保安課)……………16

### 正誤

- 道路の区域の変更(平成21年3月福岡県告示第617号)中正誤……………16
- 道路の区域の変更(平成23年1月福岡県告示第180号)中正誤……………16
- 道路の区域の変更(平成24年12月福岡県告示第2081号)中正誤……………16

## 告示

### 福岡県告示第172号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同法第6条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域  
春日市須玖北四丁目5番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等  
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

### 福岡県告示第173号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字中822の13、822の14、829

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

822の13・822の14・829（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成27年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、染色（染色補正作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作

業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

溶射(肉盛溶射作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカーク工事作業)及び産業洗浄(高压洗浄作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専修学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成27年6月3日(水曜日)から同年9月8日(火曜日)までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

掲示による公表は、平成27年5月27日(水曜日)から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、造園、舞台機構調整及びフラワー装飾	平成27年7月19日(日曜日)	

(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、染色、サッシ施工、化学分析、塗装、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉及び防水施工	平成27年8月23日(日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(イ) 単一等級 産業洗浄		
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ	平成27年8月30日(日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、切削工具研削及びフラワー装飾	平成27年9月6日(日曜日)	
(イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成27年4月6日(月曜日)から同年4月17日(金

曜日)まで(午前9時00分から午後5時00分まで)受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成27年4月17日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては平成27年8月28日(金曜日)、その他の等級等については平成27年10月2日(金曜日)に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番)に対して行うこと。

公告

平成27年度技能検定(随時実施)を次のように実施する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第45条並びに職業能力開発促進法施行

規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種

(1) 随時3級、基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成27年4月1日(水曜日)から平成28年3月31日(木曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成27年4月1日(水曜日)から平成28年3月31日(木曜日)	福岡県職業能力開発協会が

)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	指定する場所
------------------------------	--------

#### 4 受検手続及び受付期間

##### (1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

##### (2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

##### (2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

##### (3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事

名の合格証書を交付する。

#### 6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番）に対して行うこと。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市上大利四丁目122番1から122番4まで、123番1、123番4及び123番2並びにこれらの区域内の道路である国有地（1048番1）の一部

##### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市上大利二丁目19番2号

伊藤 九洲男

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字下見103番1及び103番7

##### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字下見577-5

吉村 繁

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

### 1 処分をした年月日

平成27年2月17日

### 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社稲友建設	田川郡川崎町大字池尻5番地の1	嶋村 賢児	平成26年4月21日 福岡県知事許可（般-26） 第92571号

### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

#### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

#### (2) 停止期間

平成27年3月3日から平成28年3月2日までの1年間

### 4 処分の原因となった事実

有限会社稲友建設の元代表者である古賀潔文は、田川郡川崎町発注の「平成25年度岩鼻田川線道路災害復旧工事」及び「平成23年度農山漁村活性化事業上・下原地区簡易給水施設配水設備付帯工事」の指名競争入札において、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、平成26年12月22日に福岡地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

### 1 申請のあった年月日

平成27年2月9日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人

#### (1) 名称

N P O 法人 A G R I

#### (2) 代表者の氏名

木村 秀孝

#### (3) 主たる事務所の所在地

朝倉郡筑前町東小田742番地

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は地域の子供たちに対してスポーツを通じた健全な育成を図る事業を行うと共に、これからの子供たちを指導してくれる指導者の育成事業にも取り組む。同時に地域の様々なスポーツ環境を整え地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大城三丁目49番1、49番9、49番227から49番232まで、49番234及びこれらの区域内の道路である市有地（49番60）の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市東合川新町11番62号  
ワウハウス九州 株式会社  
代表取締役 濱田 政春

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鞍手郡鞍手町大字新延字野田1292番1、1292番20から1292番35まで、1292番42及び1292番43
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
鞍手郡鞍手町大字中山3705番地  
鞍手町長 徳島 眞次

**公告**

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
校務用サーバ等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育企画部企画調整課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成27年2月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N T Tファイナンス株式会社 九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
76,492,512円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定を改正する議定書第13条1(a)に該当

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
八女郡広川町大字広川字鳥越1319番、字北正尻1334番2及び1334番6から1334番8まで、字前田1416番2及び1416番14

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代1804番地4

広川町長 渡邊 元喜

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察組織犯罪情報管理システム高度化ソフトウェア（動向分析）賃貸借

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

- 年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)
- ク 営業概要表(様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- カ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から平成27年3月24日(火曜日)までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県警察組織犯罪情報管理システム高度化ソフトウェア(動向分析)賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年3月1日から平成35年2月28日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第117号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成27年4月14日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141内線2590

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

平成27年3月3日(火)から平成27年4月13日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年4月14日(火)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

## 10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成27年4月15日(水)午前11時00分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上

を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」(契約書に添付)の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for a software for functional intensification and sophistication of the Fukuoka prefectural Organized crime Computing System.
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on April 14, 2015
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext.2590)

# 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月12日執行の福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者一人当たりの政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成27年3月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

### 1 テレビジョン放送

基幹放送事業者名	回数
株式会社T V Q九州放送	2
九州朝日放送株式会社	1

### 2 ラジオ放送

基幹放送事業者名	回数
R K B毎日放送株式会社	1

## 福岡県選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月12日執行の福岡県知事選挙における政見放送において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を、次のとおり定めた。

平成27年3月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者

日本放送協会福岡放送局

株式会社T V Q九州放送

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会規則第3号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年3月3日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則  
福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

### (1) 警察本部

警察官 3,866人

一般職員 579人

### (2) 警察署

警察官 7,151人

一般職員 326人

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 福岡県公安委員会規則第4号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年3月3日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県東警察署の部名島交番の項中「名島2丁目22番18号」を「名島3丁目51番2号」に改め、同表福岡県粕屋警察署の部志免交番の項中「志免東1丁目1番2号」を「志免中央1丁目10番10号」に改め、同部久山交番の項中「大字山田1786番地2」を「大字山田1689番地24」に改め、同部粕屋交番の項中「大字長者原282番地」を「長者原東6丁目15番8号」に改め、同表福岡県朝倉警察署の部中

「

三輪交番	朝倉郡筑前町久光993番地1
------	----------------

」を

夜須交番	朝倉郡筑前町東小田1681番地1
------	------------------

夜須交番	朝倉郡筑前町東小田1681番地1
三輪交番	朝倉郡筑前町久光993番地1

高木駐在所	朝倉市黒川1536番地1
三奈木駐在所	朝倉市三奈木280番地10

三奈木駐在所	朝倉市三奈木280番地10
高木駐在所	朝倉市黒川3829番地1

福城駐在所	朝倉市小隈501番地2
比良松駐在所	朝倉市宮野1993番地3

比良松駐在所	朝倉市宮野1993番地3
福城駐在所	朝倉市小隈501番地2

南警察署の部葛原交番の項中「葛原交番」を「葛原交番」に、「葛原5丁目2番1号」を「葛原5丁目2番1号」に改め、同部中

曾根交番	北九州市小倉南区下曾根3丁目1番11号
石田交番	北九州市小倉南区上石田1丁目3番17号

石田交番	北九州市小倉南区上石田1丁目3番17号
曾根交番	北九州市小倉南区下曾根3丁目1番11号

西警察署の部香月交番の項中「香月中央3丁目1番3号」を「香月中央3丁目1番13号」に改め、同表福岡県嘉麻警察署の部中

山田交番	嘉麻市上山田422番地1
大隈町交番	嘉麻市牛隈193番地1

大隈町交番	嘉麻市牛隈1086番地7
山田交番	嘉麻市上山田422番地1

に改め、同表福岡県直方

警察署の部宮若交番の項中「宮田20番地2」を「本城422番地8」に改め、同表福岡県久留米警察署の部北野交番の項中「北野町今山468番地5」を「北野町中3298番地16」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 福岡県久留米警察署の部北野交番の項の改正規定 平成27年3月9日
- (2) 別表第1 福岡県粕屋警察署の部久山交番の項の改正規定 平成27年3月10日
- (3) 別表第1 福岡県直方警察署の部宮若交番の項の改正規定 平成27年3月11日
- (4) 別表第1 福岡県東警察署の部名島交番の項の改正規定 平成27年3月15日
- (5) 別表第1 福岡県嘉麻警察署の部の改正規定 平成27年3月19日
- (6) 別表第1 福岡県粕屋警察署の部志免交番の項の改正規定 平成27年3月21日

**福岡県公安委員会告示第49号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年3月3日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年6月10日（水）	午前9時00分から午後	北九州市門司区小森江三丁目9番1号

	6時00分までの間	福岡県警察警備員教育センター
--	-----------	----------------

## (2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年6月9日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 雑踏警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 雑踏警備業務2級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

平成27年5月11日（月）から同年5月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 1級の検定申請者

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(5) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)

に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第58号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県迷惑行為防止条例施行規則（案）及び福岡県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成27年3月3日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間  
平成27年3月3日から平成27年4月1日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第59号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福

岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成27年3月3日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間  
平成27年3月3日から平成27年4月1日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同左番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					左	右				
21・3・30	2948	告示	617	47		○		表中	大川市大字下林 <sup>○○○</sup> 314番1先から	大川市大字下林 <sup>●●●</sup> 577番1先から
23・1・24	3210	告示	180	1		○		表中 (中段)	○ 後	● 前
24・12・14	3454	告示	2081	10	○			表中	三潞郡大木町大字大角 <sup>○○○○</sup> 1724番1先まで	三潞郡大木町大字大角 <sup>●●●</sup> 167番1先から